

令和6年度第1回国民健康保険システム標準化検討会 合同WT
議事概要

【日時】 令和6年8月7日（水） 14:00～15:30

【場所】 オンライン開催（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任（欠席）

丸 圭介 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 係長（欠席）

亀山 剛 宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任

寺島 勇次 宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任

高田 萌香 宇都宮市保険年金課国保給付グループ 主事

岸田 一希 船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事

川崎 隼人 船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事

伊東 就悟 船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事

山形 駿介 中野区区民部保険医療課 主事

夜久 平 中野区区民部保険医療課 主事

大盛 由香 都城市健康部保険年金課 副主任

蒲生 琢仁 都城市健康部保険年金課 主事

坂元 祐介 都城市健康部保険年金課 主任主事

（構成員（ベンダ））

三浦 裕和 株式会社RKKCS 企画開発本部 副本部長

渡邊 毅 株式会社TKC 福祉情報システム開発センター センター長

小林 大士 株式会社電算 開発本部 ソリューション2部

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー
エリア・アカウントビジネス事業部 エリアビジネス部 次長

石井 良介 行政システム九州株式会社 第2導入管理部

岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部
政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

高見 幸司 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部
住民情報サービス事業部 マネージャー

(オブザーバー)

津田 直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
谷口 潤	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付主査
丸尾 豊	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
酒井 友徳	厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐
伊藤 麻祐	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係長
森本 真史	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
直江 美祐	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 構成員紹介・挨拶
3. 座長挨拶
4. 第1回合同WT
5. 事務局からの連絡事項について
6. 質疑応答
7. 閉会

【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 出席者名簿一覧
- ・ 【資料 No. 1】 第1回合同ワーキングチーム
- ・ 【資料 No. 1 別紙 1】 検討・課題事項一覧_国保
- ・ 【資料 No. 2】 事務局からの連絡事項
- ・ 【別添①】 市町村事務処理標準システムにおける基本設計の観点資料
- ・ 【別添②】 標準仕様書【第 1.3 版】(案)

【ご意見概要】

＜資料No.1 P.22 適合基準日の見直しについて＞

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」には、標準化対象事務に関する制度の見直し及び情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、地方公共団体情報システムの標準化のための基準を変更しなければならないとの記載がある。

令和8年度施行の法改正は、子ども子育て支援金制度、eLTAXに係る対応等でかなり影響が大きく、国保の中だけでも開発体制や機能のバーター調整で対応できる規模ではない。

令和8年度施行の法改正の影響に関しては、各業務で調整をするのではなく、全体整理の下で、適合基準日までに実装する機能を決めていくことが本筋と考える。

国民健康保険のみならず、令和8年度施行の法改正の影響に関しては、全体的な宥恕の検討を引き続きお願いしたい。(ベンダ構成員)

→今回提案したマイナンバーカードの機能要件の定義もさることながら、令和8年度からの開始が決まった子ども子育て支援金に関する機能要件。これは国保においても目の前に見えている状況である。

国保標準準拠システムとして、ベースの機能を有している市町村事務処理標準システムにおいて、ようやく機能の検討が始まったところである。それについても、JAHISの各社ベンダ様に対しての情報提供等も含めた体制を作らなければ、制度改正にすら対応が出来ないのではという危機感を持つてのことである。

その一方で、標準化に関しても、かなりの中長期のスパンをかけて開発、改修を行っていく中、途中途中では実装類型の見直しという形で、実装必須機能をオプションにするなど緩和策を講じてきた。

今回のご提案は、そのような対応だけではもはや間に合わないのではないかとということもあり、国保単体で出来得る策をお示したものである。

1つの会社で介護や税や住基の標準化対応を行っている中で、国保だけ緩和されても全体としての負担はあまり減っていないという意見があるのも重々承知しているが、我々が全国的に発表できる内容は、所掌する国保標準仕様書の範囲内に限られる。よって、他制度の部分については、デジタル庁に方針等々を示してもらいたいと考える。(事務局)

→PMO ツールやデジタル庁に設置している事業者協議会等を通じて、同様の意見は承っており、当庁において対応可能な移行支援策や方針等を検討しているところ。

ただ、業務によって制度改正の規模や影響有無等が異なるところもあるので、制度所管省庁において先んじて対応してもらえということあれば、その方がより良い対応案になると考えている。当庁としても引き続き対応を検討していく。(デジタル庁)

国保は国保でやれることをやっていき、それとは別にデジタル庁で全体の方で引き続き調整をしてもらうという回答だったと思う。ぜひその方向でお願いしたい。(ベンダ構成員)

<資料No.1 P.14 eLTAX活用に係る対応について>

eLTAX を活用した公金収納について、適合基準日は令和8年9月を設定する想定か。年度途中から収納のルートや納付書の様式を切り替えるというのは、非現実的かと思われる。令和8年9月ではなく令和9年度当初から切り替えるというのが普通ではないか。この辺りも全体方針かもしれないが、考えを聞ければと思う。(ベンダ構成員)

→今回対応が求められているのは住民税等で先行していた取り組みについて、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療の保険料でも対応しようというところが示されている。今回の3つの料で足並みを揃えながら対応しようということも、厚労省と調整が入っている状況である。国保としては、年度で保険料賦課をしている関係上、年度途中で収納方法を変えるということや、用紙を変えるということは基本的には想定し得ないため、実務上最速でも令和9年度保険料から適用できるという選択を市町村が取るのはないかと考えている。

適合基準日については、今後国における検討を踏まえて、国保の標準仕様書に反映するということを想定している。(事務局)

同じ認識だったため安心した。(ベンダ構成員)

保険料の自治体と税の自治体の数について、事務局で把握しているか。(座長)

→一般的には、国保税を採用しているのは比較的小規模な団体、国保料を採用しているのは大規模な団体が多い。自治体数としては税の市町村の方が多いが、被保険者数という点では割と拮抗しているという認識である。(事務局)

<資料No.2 P.2 今後の予定とご依頼事項について>

eLTAX の対応と子ども子育て支援金の対応は、時期がずれてでもなるべく早く先に出してみるというのは難しいか。(座長)

→出来るものとはとにかく早く示すというのが、開発影響をなるべく生じさせないために望ましい形かと思っている。標準仕様書というものが出来る前から、国保においては市町村事務処理標準システムの仕様を公開し、各ベンダの開発の一助としてもらってきた。市町村事務処理標準システム側でも出せるものがあれば、早期に開示していくという対応はしていきたいと考えている。(事務局)

<資料No.1 P.12 (別紙4) 国保_帳票レイアウト_01_資格管理_40_国民健康保険資格確認書(必須記載事項のみ)(カード).pdf 市町村事務処理標準システムの基本設計の観点について>

令和5年12月22日に厚生労働省から資格確認書の様式等について事務連絡が出ており、様式例という形で様式が示されている。

例えば、資格確認書(必須記載事項のみ)(カード型)について、様式例では性別は氏名の横にあるが、標準仕様書(案)では性別は生年月日の横にあり、位置が異なっている。

今後、省令様式が出るときには、今の標準仕様書に示す様式で様式例という形で案内はされるのか。様式が全部揃っている方が、市町村の方々も含めて分かり易いと思う。(ベンダ構成員)

→資格確認書を含む各種様式については、厚生労働省と様式の印字項目、印字位置等含めて議論、調整を行っている最中である。現時点でお示ししているものは調整途中のものであり、標準仕様書における様式案については、追って展開する予定である。厚生労働省から周知される様式案と標準仕様書における様式案が極力一致するようにというご意見は承知した。

ただし、一部印字位置等の微細については、どうしてもシステムの関係上合わない部分も出てくるだろうと想定される。極力乖離がないよう調整を図った上で示させてもらいたい。(事務局)

標準仕様書(案)にあるように、性別が下になると名前が出しきれないため、こちらが実用的だと考える。(ベンダ構成員)

→外国人の方等がいた際、性別欄が氏名の横にあると氏名の記載が出来なくなってしまうことも含め、検討した結果となっている。元々被保険者証等はレイアウト等含め軽微な修正については許容されてきたという歴史があり、今回については位置が少し下にあるというところ。

印字位置等々を考慮して、標準仕様書として省令に違反しないか見極めた上で、国と調整させてもらえればと思っている。(事務局)

以上